

W T O 協定について

W T O 協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：W T O 設立協定）」及びその附属書に含まれている協定の集合体を指す。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：W T O 設立協定）

附属書 1

(1) 附属書 1 A : 物品の貿易に関する多角的協定

(A) 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（通称：1994 年のガット）

(B) 農業に関する協定

(C) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（通称：S P S 協定）

(D) 繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定（通称：繊維協定）

(E) 貿易の技術的障害に関する協定（通称：スタンダード協定）

(F) 貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：T R I M 協定）

(G) 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定
（通称：アンチダンピング協定）

(H) 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定
（通称：関税評価協定）

(I) 船積み前検査に関する協定

(J) 原産地規則に関する協定

(K) 輸入許可手続に関する協定

(L) 補助金及び相殺措置に関する協定（通称：補助金協定）

(M) セーフガードに関する協定

(2) 附属書 1 B : サービスの貿易に関する一般協定（通称：G A T S ）

(3) 附属書 1 C : 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（通称：T R I P s 協定）

附属書 2 : 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（通称：紛争解決了解）

附属書 3 : 貿易政策審査制度

附属書 4 : 複数国間貿易協定

(A) 民間航空機貿易に関する協定

(B) 政府調達に関する協定

(C) 国際酪農品協定（平成 9 年末に終了）

(D) 国際牛肉協定（平成 9 年末に終了）

附属書 1 ~ 3 は、一括受諾の対象。附属書 4 は、受諾国の間でのみ効力を有する。